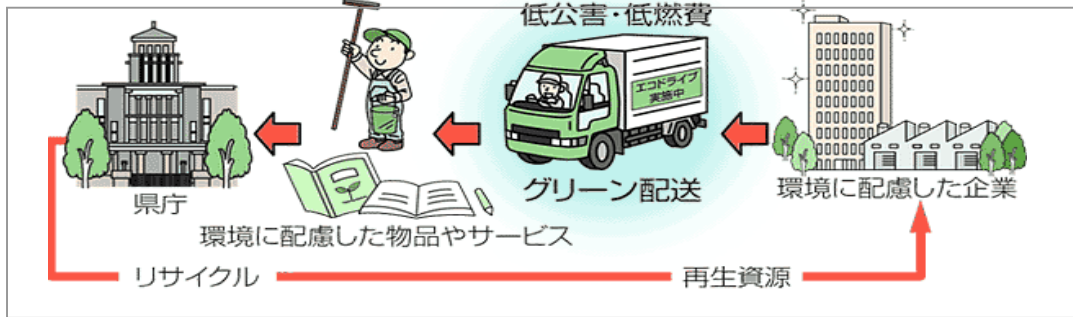


神奈川県庁内グリーン配送について

1 グリーン配送とは

グリーン配送とは、低公害車の使用やエコドライブの実施など「環境に配慮した方法で配送を行う」ことをいいます。

神奈川県では、平成13年1月に「神奈川県グリーン購入基本方針」を策定しており、これは、「環境に配慮した企業」から、「環境に配慮した方法」で、「環境に配慮した商品を購入する」という方針で、「グリーン入札」、「グリーン配送」、「グリーン調達」を掲げています。



文房具やコピー用紙等は、環境にいい商品や再生紙を選ぶことがいまや社会の常識となっていますが、これは県などの行政機関がグリーン調達を率先実行したことにより、社会の意識が変わっていった結果といえます。

同様に、神奈川県庁内グリーン配送には、県が率先実行することにより環境に配慮した配送を行っている事業者が評価され、選ばれるような社会の意識変化への流れを作るといった目的があります。

2 平成19年度から本格実施

大気環境の改善及び地球温暖化防止を図るため、平成19年度以降、段階的に、全ての県機関で物品等の配送をする業務（廃棄物処理請負、運搬・管理の請負、物品等の購入）を依頼する際に、グリーン配送をお願いしてきました。

平成21年度までに段階的实施を完了し、平成22年度からは、エコドライブの実施と低公害車の使用を全ての業務で義務化しています。

「グリーン配送」段階的实施の内容

業務	区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
運搬・廃棄物処理請負・保管の請負	低公害車の使用	使用要請		使用義務	
	エコドライブの実施	実施要請		実施義務	
物品の購入等65業務	低公害車の使用		使用要請		使用義務
	エコドライブの実施	実施要請		実施義務	

3 事業者の皆様へ実施していただきたいこと

- 1 自動車を使用して、県へ物品等を配送する際や廃棄物を運搬する際には、低公害車の使用及びエコドライブを実施してください。
- 2 今後、自動車を買換える際には、低公害車を選ぶとともに、ドライバーへのエコドライブ教育を実施してください。

【参考1】エコドライブとは

エコドライブとは、環境に配慮した自動車の使い方、具体的には次の項目があります

ふんわりアクセル「eスタート」やさしい発進を心がけましょう	加減速の少ない運転車間距離は余裕をもって交通状況に応じた安全は定速走行に努めましょう	早めのアクセルオフエンジンブレーキを積極的に使いましょう	エアコンの使用を控えめに車内を冷やし過ぎないようにしましょう	アイドリングストップ無用なアイドリングをやめましょう
暖機運転は適切にエンジンをかけたらすぐ出発しましょう	道路交通情報の活用出かける前に計画・準備をして渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう	タイヤの空気圧はこまめにチェックタイヤの空気圧を適切に保つなど確実な点検・整備を実施しましょう	不要な荷物は積まずに走行不要な荷物は積まないようにしましょう	駐車場所に注意渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう

「エコドライブ 10 のすすめ」(出典：エコドライブ普及連絡会 <http://www.team-6.jp/ecodrive/>)

エコドライブをすることにより、燃費が10%程度改善するといわれています。またエコドライブには「環境改善」、「燃料代節約」、「事故防止」の3つの効果があるといわれています。

エコドライブを効果的に実施するには、燃費目標を設定し、燃費状況を確認しながらエコドライブ教育を行うことが有効です

エコドライブの3つの効果



- 1 平成 22 年 11 月現在交通環境課データ
- 2 日本損害保険協会が公表した運送事業者対象調査結果

【参考 2】低公害車とは

(1) グリーン配送における低公害車の定義

「排出ガスを排出しない自動車または排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたもの」(神奈川県庁内グリーン配送実施指針)。

具体的には、国土交通省が認定する低排出ガス認定車及び九都県市首脳会議(大気保全専門部会)が指定する九都県市指定低公害車を指します。

現在は、「平成 21 年基準低公害車」、「平成 21 年規制適合車」、「平成 17 年基準低公害車」及び「平成 12 年基準低公害車」がグリーン配送適合車です(詳細は、別紙をご覧ください)。

(2) 低公害車の定義の移行

低公害車の定義の基となっている自動車排出ガス規制値は、大気汚染防止対策として国が年々強化しています。国が定める規制値が推移すれば、必然的に低公害車として求められる環境性能も高まるため、低公害車の概念も時代とともに変化させていく必要があります。

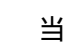
これらを勘案し、グリーン配送における低公害車の定義については、今後、メーカーの開発動向や低公害車の販売・普及状況などを注視しながら『平成 17 年基準』低公害車以上の排出ガスレベルにある車両(別紙参照)へと移行していくものとします(移行時期は未定ですが、移行の際は事前に十分な周知期間をとるとともに再度皆様に通知します)。

(3) 自動車買替時に御検討いただきたいこと


以上のことをふまえ、自動車の買い替えを検討している事業者の皆様におかれましては、「平成 17 年基準」低公害車以上の排出ガスレベルにある車両の導入を御検討くださるようお願いいたします。また、低公害車の適否については、別紙を参照のうえ、御対応くださるようお願いいたします。

1 低公害車の定義について

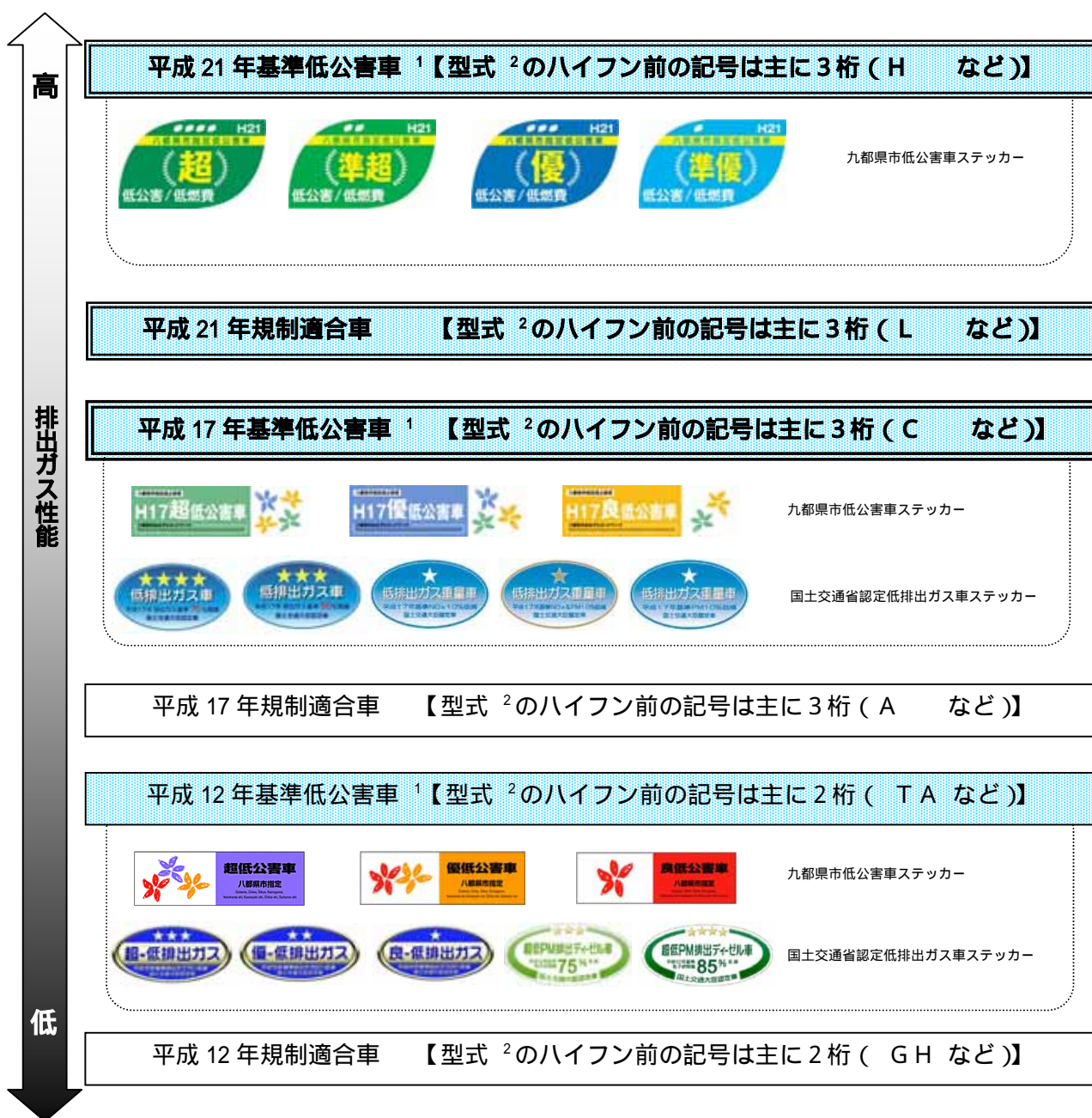
< 現行制度における低公害車の定義 >

当面は、の網掛け部分（平成 21 年基準低公害車、平成 21 年規制適合車、平成 17 年基準低公害車、平成 12 年基準低公害車）がグリーン配送適合車両です。

< 近い将来における低公害車の定義 >

販売状況等を勘案し、の範囲で囲まれている部分（平成 21 年基準低公害車、平成 21 年規制適合車、平成 17 年基準低公害車）をグリーン配送適合車両としていきます。

（平成 12 年基準低公害車はメーカーの開発動向等を踏まえ、近い将来に「低公害車の定義から除外していく」予定です。）



1「平成 年基準」低公害車とは、国が定める「規制値」からさらに排出ガスを低減したレベル(基準値)をクリアする車両をいいます

2型式とは、自動車検査証の「型式」欄に記載された記号をいいます。詳細は裏面をご参照ください。

2 低公害車であるかどうかは、次のいずれかの方法により確認できます。

(1) 低公害車指定証(ステッカー)貼付の確認

自動車の後部に九都県市指定低公害車または国交省認定低排出ガス車の指定証(ステッカー)が貼付されている車両であること

(2) 自動車検査証(車検証)の「型式」欄の確認(平成17年基準以降のものに限る)

ア 車検証の「型式」欄に記載された「-」(ハイフン)前の記号が3桁であり、次のいずれかの型式であること

(ア) C ____, D ____, B ____, N ____, P ____, G ____, H ____ (=「平成17年基準」または「平成21年基準」低公害車)
(イ) L ____, F ____, M ____, R ____, S ____ (=「平成21年規制値」をクリアした車両)
(ウ) A __G (=「平成17年基準」低公害車として九都県市が指定とみなした車両)
(エ) Z ____ (=電気自動車等) ¹

¹Z ____以外の型式でも、燃料の種類が電気及び燃料電池である車両は全て低公害車です。

イ 車検証の「型式」欄の記載がア以外のもので、次のいずれかの型式であること

ABA-TG27L , ABF-SK82TN 改(類別区分番号 ² 0013~0016のみ該当), ABF-S402U 改(類別区分番号0004、0008、0010、0012のみ該当), EBD-TT1 改(類別区分番号3001~3004、3009、3010~3012、3017~3024に限る), EBD-TV1 改(類別区分番号3016~3018、3024~3028、3031、3032に限る), EBD-TV1 改(類別区分番号3001、3002、3005~3008に限る)
--

²類別区分番号は車検証の上から3段目、右側に記載されています。

(こちらに記載しているものは平成22年4月現在の型式です。今後指定型式が追加されることがありますので、九都県市ホームページ <http://www.9taiki.jp/lowpollution/search3/search.html> の「車両型式から検索」でご確認ください。車両の型式を入力し、検索ボタンをクリックすると低公害車であるかどうかわかります。)

なお、平成12年基準の型式(型式のハイフン前が2桁)については、以下のファイルをご覧ください。

国土交通省：神奈川県 グリーン配送のホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/car/02green/h12katashiki.pdf>

「国土交通省認定平成12年基準低排出ガス車型式一覧」をご覧ください。

九都県市：九都県市あおぞらネットワーク 指定解除リスト

<http://www.9taiki.jp/lowpollution/list/unspecify/index.html> 「解除一覧」のラン

ク欄に、「超」「優」「良」と記載されているものが平成12年基準の低公害車です。

車検証(例)

自動車検査証			
自動車登録番号又は車台番号	登録年月日	検査年月日	検査種別
横浜 あ	平成	年月	
車			
x			
x 12345678910			
社 名			
CBF- ? x !			
所有者の氏名又は名称	会社		
所有者の住所	神奈川県横浜市	x	

(普通自動車)

自動車検査証			
車台番号	車台番号	車台番号	車台番号
横浜 あ			
x ? - 12345			
車 名	型 式		
? x	GBD-		
使用者	氏名又は名称	会社	
住 所	神奈川県横浜市	x	
所有者	氏名又は名称	会社	
住 所	神奈川県横浜市	x	

(軽自動車)

車両の代替には「平成17年基準」以降の型式の車両をお選びください。

